

【はじめに】

この資料は、令和2年度ポーターズ・ゼミ（主催：宮崎県選挙管理委員会、明るい選挙宮崎県推進協議会、宮崎大学）の様子を紹介するものです。

第3回ゼミでは、「議論する力を高める」をテーマに宮崎大学大学院教育学研究科教授の吉村功太郎氏と、弁護士会で法教育に取り組まれている弁護士の八田博司氏にお話を伺いました。また、同じく弁護士の牟田圭佑氏、青木大樹氏を併せた計4名の皆様に受講者への個別指導をいただきました。

令和2年度ポーターズ・ゼミ概要（第3回）

テーマ：「議論する力を高める」

講師：宮崎大学大学院教育学研究科	教授	吉村功太郎	氏
	弁護士	八田博司	氏
	弁護士	牟田圭佑	氏
	弁護士	青木大樹	氏

日時：2020（令和2）年10月3日（土）

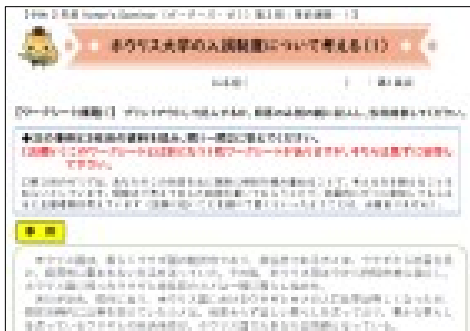
場所：宮崎県庁 附属棟3階 301号室

参加者：11名（高校生、大学生）

《ゼミ概要をお読みいただく前に》

- 第3回ゼミは「議論する力を高める」をテーマに開催しました。ゼミ1週間前に受講生には事前課題として高校生向け法教育教材の法教育推進協議会（法務省）『未来を切り拓く法教育-自由で公正な社会のために-』（2019年）を素材とした問題を配布しました。課題は、架空の元植民地国を題材に原住民の格差是正のため大学入試に定員枠を設定すること（アファーマティブアクション：積極的差別是正措置）の是非を問うものです。受講生は、各自、課題で与えられた条件・グラフなどを読み込んで、自分なりに賛成・反対の立場その理由などを設問に沿った答案作成をお願いしました。

《事前課題》



- 当日は、吉村教授の講義で民主主義社会における「議論する力」の重要性と、議論を事実、論拠、結論といった要素から論理的に組み立てるツールミン図式（ツールミンモデル）¹を解説いただきました。吉村教授の講義後、受講生には講師（4名のいずれか）の個別指導を受けてもらい、講義だけでは分からない自分の議論に不足している部分などへの気づきを促すことで、受講者のレベルに応じたレベルアップの一助としました。個別指導後は、八田弁護士から論理的な思考が要求される弁護士の仕事や、法適用に用いられる法的三段論法について解説いただいています。
- 今回のゼミでは、時間上の制約や個別指導との関係から、講義では、議論の方法の細部については解説しておりません。また、このゼミ概要では、事前課題や個別指導の内容は含まれておりませんので御了承ください。

¹ イギリスの哲学者スティーブン・ツールミンの著『The Uses of Argument』（初出：1958年、2003年版邦訳『議論の技法-ツールミンモデルの原点-』（2011年、東京図書））等をもとに発展した考え方

1 議論する力の高め方（吉村教授）

(1) なぜ議論する力が高めるのか

今回のゼミは、「議論する力が高める」がテーマです。まずは、なぜこのテーマがポーターズ・ゼミのカリキュラムに入っているのかという話から始めます。

社会の様々な課題を、誰が、どのように解決するのは政治の課題であり、人類はこれまでに様々な方法に取り組んできました。古代ギリシアの哲学者アリストテレスは、これを政治体制の三形態として整理しています。三形態とは、君主政、貴族政、民主政です。それぞれ簡単に説明すれば、「君主制」は、強い権力をもった君主が物事を決めていく形態、「貴族政」は、特権階級の一部の人たちが集まって物事を決めていく形態、「民主政」は、メンバー全員が参加して、みんなのことはみんな決めていく形態です。アリストテレスの時代の民主政は、奴隷の人々が含まれておらず現代的な意味での民主主義とは異なるものの、民主政では、みんなで議論し、物事を決めていくことが前提となります。

このため民主主義社会のメンバーには、一定の「議論する力」が求められます。政治参加は私たちの大切な権利ですが、その一方で、自分のことだけでなく、社会で暮らす自分以外の人々のこと、政治や社会のことも考えて議論することが必要になります。

(2) 平和的に物事の解決を図る仕組みとしての「選挙」と「任期」

君主政の社会では、君主が決めたことにどうしても従いたくない人々がいれば、最終的には力に訴えなければならなくなります。話し合いで物事が解決できない場合は、フランス革命で民衆が君主を倒したように、究極的には、どちらかがどちらかを倒すという状態に陥ります。

もちろん、そのような暴力的な解決はしたくないので、私たちは、現在、平和的に物事を解決する仕組みとして選挙を用いているのです。選挙により平和的に権力者の交代を実現させるとともに、新たに選ばれる権力者が自分勝手に物事を進めてしまわないようあらかじめ任期を定める。この「選挙」と「任期」という仕組みで、人類は平和的に権力を交代させることを実現させました。

アメリカ合衆国では、現在、大統領選挙が行われていますが、選挙が終わると、勝った側は勝利宣言、負けた側は敗北宣言を出して平和的に権力を交代させます。アメリカ合衆国では、この平和的な権力交代が 200 年²以上に渡り続けられてきました。日本でも、例えば、衆議院議員は選挙で選ばれ、任期は憲法により 4 年³と定められています。

このように選挙を基本とした民主政をしっかりと機能させるには、広く国民が、議論を通じて社会的な問題を解決できるよう、政治家だけでなく、私たち有権者にも「議論する力」が必要になります。

² アメリカ合衆国では 1800 年の選挙で、連邦派（フェデラリスト）と反連邦派（リパブリカン）が激しく対立しましたが、最終的に、反連邦派のトマス＝ジェファソンが第 3 代大統領に就任しました。これが政権の交代が選挙によって平和的に実現した世界最初の事例と言われています（木下康彦ほか（編）『詳説世界史研究（改訂版）』（山川出版社、2008 年）381 頁など参照）。

³ 衆議院が解散した場合には、期間満了前に任期が終了します（憲法第 45 条ただし書）。



(3) 議論する力とその鍛え方

「議論する力」とは、「論理的に聞く力」つまり他人の話を聞きながらその話の中にある論理を自分の中で再構成する力と、「論理的に話をする力」つまり論理を組み立てて他人に話す力の2つで成り立っています。議論する力を高めるには、この二つを鍛える必要がありますが、聞く・話すという動作にはリアルタイムで頭を働かせることが必要で、最初からこれを鍛えようとするのは大変なことです。

そこで、今回は、皆さんが各自のペースで取り組むことができる、読む・書くというを通して、議論する力の向上に取り組みたいです。もちろん、今回のゼミだけで議論する力を格段に向上させることは困難です。議論する力は、筋力を鍛えるのと同様に、日々の繰り返しで鍛えるしかありません。今回のゼミでは、議論する力を鍛えるためのポイントを講義や個別指導の中から感じ取ってください。

(4) 論理的であるとは何か

そもそも「論理的である」ということは、どういうことなのでしょう。論理的であるとは、やや抽象的な表現になりますが「2つの関係（つながり）が保たれて（担保されて）いること」を言います。

具体的に、次の α と β について、2つの事柄の関係性を見ていきましょう。

α 「Xさんは先月将棋を始めたが、Y君は2年前に将棋を始めた。」

β 「XさんよりもY君の方が将棋が強いだろう。」

この2つは、 α という事実・理由から β という結論を導き出している関係性にあるということは直感的にも理解できるのではないかと思います。皆さんは、小学校の頃から、文章を読むときに、理由と結論に分けて読み解くことを学びます。ここで全体を簡単に図式化しておきましょう。

(事実・理由)

α : Xさんは先月将棋を始めたが、Y君は2年前に将棋を始めた。

→

(結論)

β : XさんよりもY君の方が将棋が強いだろう。

この α と β は、 α という事実から、予想的な結論 β を導いている。結論 β に対して、 α が理由になっているという構造になっています

さて、ここで考えてもらいたいのですが、結論 β に対する理由としては α だけで十分と言えるのでしょうか？

たしかに、一見すると α は結論 β の理由になっているようですが、よく考えてみると、

「なぜ、『Y君の方が将棋を始めた時期が早い』という事実が、（当然に）『Y君の方が将棋が強い』ことにつながるのだろうか？」という疑問が出てきます。実は、この事例で α から結論 β を導き出すためには、 α 以外に次のような説明が必要です。

θ 「初心者は、将棋を指す経験から学ぶことによって将棋が上達する。」

θ を言い換えれば、「初心者においては、より多く将棋を指す経験を積んでいる方が将棋が上手である」ということになりますが、このような仮説があつて初めて、 α から β のような予測的な結論を成り立たせることができます。

(5) 理由を根拠と論拠に分けて考える

改めて α 、 β 、 θ を整理してみると、次のとおりです。

【理由】

α 「Xさんは先月将棋を始めたが、Y君は2年前に将棋を始めた。」

θ 「初心者は、将棋を指す経験から学ぶことによって将棋が上達する。」

【結論】

(したがって)

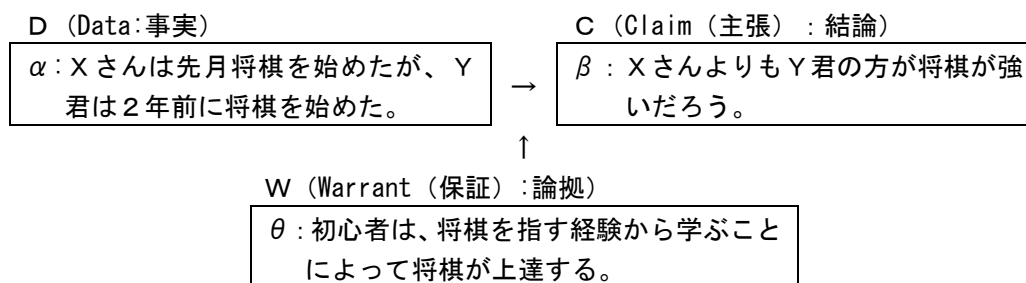
β 「XさんよりもY君の方が将棋が強いだらう。」

つまり結論 β に対する理由には2種類あり、1つが α のような根拠（事実）、もう1つが θ のような論拠（仮説）です。私たちが漠然と使う「理由」とは、本来、この論拠と根拠に分けることができます。そして、理由から結論が論理的に成り立つには、事実からなる根拠と、理屈（仮説）から成り立つ論拠の2つがセットになっている必要があります。

α : 根拠 (事実) + θ : 論拠 (仮説) = 理由
 β : 結論・主張

このように、理由を詳細に整理し議論を組み立てるという方法は、現在の学校教育ではきちんと整理されておらず、明確な形では一般には行われていません。このような考え方は、イギリスの哲学者スティーブン・トゥールミンによって述べられているもので、先程の α 、 β 、 θ を、次のような関係に整理した次のような図のことを「トゥールミン図式」と言います。

≪トゥールミン図式を用いた整理⁴≫



⁴ トールミン図式では、上記の事実、論証、結論のほかに、論拠の信憑性の裏付け (Backing)、事実から論拠を経て結論に至る過程がどの程度確実かを表す限定詞 (Qualifier) などを配置し議論を組み立てます (福沢一吉『議論のレッスン』(生活人新書、2002年) 112-114頁、足立幸男『議論の論理—民主主義と議論—』(木鐸社、1984年) 100-104頁など参照)。それを踏まえ、事実や論拠は正しいか、事実や論拠から結論までに論理の飛躍はないかなどを確認することで、説得的に議論を行うことが出来るようになります。

2 個別指導終了後の振り返り

《吉村先生》

個別指導を終えてからの、みなさんの感想を聞かせてください。

《受講生 A（高校生）》

事前課題は、自宅でじっくりと考えてきたつもりでしたが、個別指導を受けて、自分の議論には論拠の部分が欠けており、理由としては不十分だったことに気づきました。

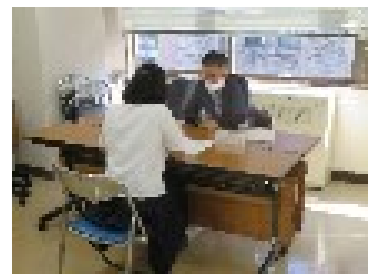
《受講生得 B（大学生）》

異なる視点からの反論を予想しながら主張を組み立てることで、更に説得力が増すのではないかと感じました。論理的に考え発言できるようになることは、社会人になって会社などで働き始めてからも大切なのではないかと思います。

《吉村先生》

ありがとうございます。今日は皆さんが体験した論理の組み立てを、日々行っている職業が弁護士です。弁護士は、論理的な文書を書き、議論をする訓練を、司法試験や司法修習はもとより、弁護士になってからも続けておられます。

「議論する力」は、民主主義社会に生きる私たちにとって大切なものです。法務省や弁護士会では、ルールや根拠に基づいて論理的に物事を考える力を鍛える力などを養う「法教育」に取り組んでいます。今日は最後に弁護士の方が、日々の仕事の中でどのように論理的な力を使っておられるのか、お話を伺います。



3 リーガルマインドについて（八田弁護士）

(1) はじめに

今日は、根拠に基づく論理的な主張の組み立て方を学びましたが、弁護士は、日々、論理的に文書を書き、説得的に話すことが求められる職業です。「リーガルマインド（法的思考力）」という言葉があります。教科書には「法的に筋道を立てて考える力」や「合理的な思考能力、バランス感覚、議論や説得する能力を含んだ総合的な判断力」などと書かれています。

この法的な思考力が要求されるのが法律家です。法律に携わる職業には、司法書士、行政書士など色々ありますが、法律家の一つの定義に、裁判官、検察官、弁護士の3つの職業である「法曹三者」があります。この法曹三者は、裁判の実務に携わります。

「法律学」や「司法試験」と聞くと、細かな法律をたくさん覚える学問や試験だと思われがちですが、法律家には個々の法律知識だけでなく、論理的思考力が要求されます。

(2) 裁判とは何か

裁判とは、裁判所が訴訟その他の事件において、具体的な権利義務や、刑罰権の存否について当事者に示す判断を言い、大きく分けると民事裁判と刑事裁判があります。

民事裁判は、私人間の権利義務の存否を確定する手続きです。例えば、貸したお金を返してくれない人に対して「この人は貸したお金を返してくれないので、私にお金を返すよう命じてください。」という際に利用されます。民事裁判には、裁判官と弁護士が携わります。

刑事裁判は、犯罪者に対して国家が刑罰を科す手続きです。皆さんも報道で「被告人が有罪となった」「懲役何年になった」といったニュースを聞いたことがあると思います。刑事裁判には、裁判官と弁護士と検察官が携わります。

社会では、様々なところで紛争・トラブルが起こりますが、通常は、話し合い、交渉、調停などによって当事者間の解決が図られます。裁判は、国家が用意した紛争を解決するための最後の場所です。いくら話し合いや交渉を重ねても、当事者同士での結論がまとまらない場合に、市民が最終的に利用するのが裁判になります。裁判は、裁判所の判決等によって法的に問題を解決するものであり、最終的にその人に権利があるのか否か、有罪なのか無罪なのかという結論を出します。市民はその結論に従わなければならない、裁判で出される結論は非常に重い意味を持ちます。

(3) 法的三段論法

裁判において、実際に起こった事実に法律を適用し、結論を導き出す考え方の手順を「法的三段論法」と言います。「三段論法」とは、大前提と小前提から結論を導き出す推論の方法です。法的三段論法では、大前提である法、規範、条文などのルールに、小前提である様々な事実を当てはめ、結論を導き出します。

具体例で説明しましょう。刑法 235 条には「他人の財物を窃取したものは窃盗の罪とし 10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する」とあり、これが「大前提」です。そして、「AさんがBさんの高級時計を盗んだ」という事実は「小前提」です。そのうえで、大前提と小前提から、例えば「Aさんに 30 万円の罰金を処する」という結論を導き出すのが法的三段論法です。

《法的三段論法の例⁵》

【大前提 (P)】他人の財物を窃取したもの (→窃盗の罪) は、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する
【小前提 (Q)】 AさんがBさんの高級時計を盗んだ
【結論 (R)】 Aさんに 30 万円の罰金を処する

(4) 法律を適用することの難しさ～法的三段論法の実際～

これだけだと簡単に聞こえるかもしれませんが、実際に法律を適用するには多くの作業が必要です。

⁵ 法的三段論法をツールミン図式 (4 頁) で整理した場合には、大前提 (P) が論拠、小前提 (Q) が事実、結論 (R) が結論にそれぞれ相当します。

まず、大前提「財物の窃取」ですが、前述した小前提「Bさんの高級時計を盗む」が「財物の窃取」に当てはまるのは容易に分かります。でも、これが「Bさん宅の電気を盗んだ」という場合はどうでしょうか。電気は、目に見えませんが「財物」に当たるのでしょうか。刑法には単に「財物の窃取」としか書かれていませんので、「財物」に何が含まれるのか、「窃取」とはどのような行為を言うのか解釈する作業が必要です⁶。

次に、小前提である事実です。「真実はいつも一つ」というアニメーション番組の台詞がありますが、実際の紛争では、事実が何であるか簡単に明らかになるわけではありません。Bさんに話を聞いたら「私は、Aさんの高級時計を盗んでいない。」と主張するかもしれません。このような場合に、過去に起こった事実は何なのかを特定する作業が必要です。事実を認定するためには「証拠」が必要です。テレビのドラマ番組で、弁護士が法廷で証人を尋問する場面がありますが、これは証言という人の供述を証拠として採用するために行われる手続きです。裁判では、どのような証拠があるのかを調べ、その証拠から当事者の主張する事実が認定できるのかの審理が行われます。

最後に結論です。前述のような刑事裁判であれば、有罪か無罪か、そして有罪であれば、刑罰の重さ（量刑）を決めますが、妥当な結論を導き出さなければなりません。殺人事件などで被告人の刑の重さが話題になることがあります。裁判は紛争解決の最後の場所であり、裁判手続きや判決について、国民が納得できるような結論を提供しなければなりません。

このように、実際に法的三段論法を用いて結論を出すには、様々な作業が必要です。

(5) 弁護士の役割とリーガルマインド

弁護士は、日々の仕事の中で、このような法的三段論法などを用いた論理的思考力が要求されます。

例えば、依頼者から法律問題の相談を受ける場合、依頼者が自分に有利な話をたくさんしてきます。それを聞きながら、瞬時に、裁判で依頼者を勝たせるために必要な事情が揃っているかを判断し、もし、不足しているならば、その有無を依頼者から聴き取らなければなりません。

また、裁判では、裁判官が現場に出向いて自ら資料を集めるというわけでもありませんし、裁判官に色々な事実や証拠だけを示せば判決を出してくれるというわけでもありません。弁護士は、民事裁判であれば、被告や原告、そして刑事裁判であれば被告人の、それぞれの主張に沿うように裁判官を説得するため、現場に出て色々な事情や証拠を拾い集め、それを組み立て必要な書類を書き、法廷に出て弁論し、相手方から提示された事情に反論し、証人から有利な証言を引き出します。

弁護士は、理論的に考え、文書を書き、説明する能力といったリーガルマインドが求められ、必要な訓練を積んでいます。そしてリーガルマインドは、社会生活の中で、社会問題について論理的に考えて、妥当な結論を出し、賛成か反対かという議論の中で、自分がとる立場を説得的に表現する上で、皆さんにとっても大変重要なものと考えます。

⁶ なお、刑法第 245 条に「この章の罪については、電気は、財物とみなす。」と定められています。

4 質疑応答

《受講生C（高校生）》

刑事裁判で、被告人を弁護する中では、明らかに罪を犯した被告人もいると思いますが、どのようなことを意識して弁護されているのか教えてください。

《青木弁護士》

ご質問の件は「なぜ被告人に弁護が必要なのか」という点にもつながり、弁護士としてはよく質問を受けます。2つに分けて考えてみましょう。

1つ目は、被告人が本当に罪を犯したのか分からない場合です。もしかすると冤罪かもしれませんので、そのような時に、被告人が裁判で言いたいことを言えるよう弁護士が盾となりその権利を守り、万が一にも冤罪で罰を受けるような事態になるのを防ぎます。

2つ目は、被疑者が明らかに罪を犯している場合です。まず注意していただきたいのは、罪を犯したかどうかは、（裁判をするまで）本当は分かりません。様々な証拠の上で、どのような事実があると認められ、犯罪があったといえるかどうかを判断するのは裁判官の役割です。弁護士は、被告人を裁く側ではありません。弁護士は、被告人が裁判で言いたいことを言えるようにした上で、裁判官にしっかり裁いてもらいます。弁護士には、被告人の権利を保障する盾となる役割があります。その点を踏まえての話ですが、弁護士は、被告人を無罪するためだけに弁護しているわけではありません。弁護士は被告人の話をしっかりと聞いた上で、裁判の場で、被告人が自分の意見をしっかりと伝えるよう手助けし、被告人の言い分をしっかりと裁判に出します。その上で、被告人自身は事件をどう考えるのかという被告人自身が反省するための材料を与え、内省を深めてもらっているという面があります。

刑事裁判では、そのような使命をもって弁護士は仕事をしています。

《八田弁護士》

青木弁護士とは、異なる視点から説明します。刑事裁判で、被告人が相手にしなければならぬのは国家権力であり、国家権力が決めたルールの中で裁かれる点も重要です。

犯罪捜査のために、捜査機関に与えられた権利は、とても強大です。例えば、被告人は、いったん逮捕されると留置場に連れて行かれ、そこから外出することができなくなります。また、捜査機関が、裁判所の令状を持って「捜索」と言えば、例えば、自分の家の中に置いてあるものも持っていかれてしまいます。

このような強大な権利を持つ捜査機関を相手にすると、被告人は委縮し言いたいことが言えなくなってしまうかもしれません。裁判の場で、法律に定められた手続きにのっとり、法律的に意味のある主張をするのは、一般の方には極めて困難です。刑事弁護人は、そのような点から、被告人が自分の言いたいことを裁判の場で言えるよう手伝いをしているという側面があります。

【この資料について】

この資料では、講師や受講生の発言を読みやすくなるよう適宜加工しています。
また、この資料を、主権者教育・選挙啓発の目的以外で使用することは、ご遠慮ください。